

食材流通コーディネーターによる県産食材流通活性化事業 「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和6年5月24日

1 趣旨

- 山梨県（以下「県」とする。）は、山梨ならではの美食文化の下、多彩な料理店が集積、美食を味わう感動体験を求める人々で満ち、その活気がビジネス・チャンスを生み出す「グルメン・エコノミー（美食経済）」で賑わう地域を目指している。
 - そのための重要な要素に『食材流通の活性化』があり、本県の「美食」の価値を高めるためには、「こだわりのある料理人」と「高品質の農畜水産物やその加工品を作る生産者」をつなぐ仕組みが必要である。
 - 「こだわりのある料理人」は、伝統野菜や有機野菜、優れた特徴を有し希少価値の高い農畜水産物やその加工品（以下「こだわりの県産食材」という。）を求めているが、生産している地域や生産者等の情報を持っていない。
 - また、「こだわりの県産食材」は生産量が少なく、卸売市場を経由した流通が困難であるため、生産者は自ら販路を開拓する必要があるものの、「こだわりのある料理人」に関する情報を入手する手段がない。
 - 本事業では、「こだわりのある料理人」等と「高品質な県産農畜水産物やその加工品を作る生産者」等が繋がる LINE ミニアプリなどの SNS を活用したマッチングシステムを構築することで、『こだわりの県産食材の流通の活性化』を図ることを目的とする。
 - また、本事業のターゲットは「やまなしグルメン・エコノミー会議※」に関わりのあるこだわりのある料理人・ソムリエ（以下「料理人等」という。）と高品質な県産農畜水産物やその加工品をつくる生産者等（以下「県産食材の生産者」という。）、高品質な県産酒の製造者及び販売事業者（以下「県産酒の関係事業者」という。）とし、県産食材及び県産酒の利用促進、県内の経済循環・活性化、県内自給率の向上を図るものとする。
- ※ 生産者と飲食店・宿泊施設等が連携し、県産食材の調達パスの多様化、高品質食材の開発・再発見を方針とした会議（令和6年4月末現在、飲食店30者、県産食材又は県産酒の生産者23者）

2 業務の概要

(1) 業務名

- ・ 食材流通コーディネーターによる県産食材流通活性化事業

(2) 業務内容

- ・ 別紙「食材流通コーディネーターによる県産食材流通活性化事業 委託仕様書」(以下「仕様書」という。)によります。

(3) 予算限度額

- ・ 金13,170,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- ・ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること

(4) 履行期間

- ・ 契約締結の日から令和7年3月14日まで

(5) 企画提案に係る日程

- ・ 募集開始 令和6年5月24日(金)
- ・ 質問票提出期限 令和6年5月29日(水)
- ・ 参加申込書提出期限 令和6年5月29日(水)
- ・ 企画提案資料提出期限 令和6年6月12日(水)
- ・ 企画提案プレゼンテーション審査 令和6年6月18日(火)
- ・ 審査結果通知 令和6年6月19日(水)

3 企画提案への参加

(1) 参加申込み

- ・ 企画提案への参加を希望する者は、「(2)参加申込書及び添付資料」に掲げる資料を提出し、提案参加資格の確認を受けること

(2) 参加申込書及び添付資料

- ・ 次に掲げる参加申込書等を提出すること
 - ① 企画提案参加申込書(様式1)
 - ② 誓約書(様式2)
 - ③ 役員名簿(様式3)
 - ④ 商業・法人登記簿謄本(写し可)
 - ⑤ 直近の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)の写し
※事業者概要等の資料がある場合は添付してください。

(3) 参加申込書の提出期限

- ・ 令和6年5月29日(水) 午後5時必着

(4) 参加申込書の提出方法・提出先

- ・ 電子メールにより、次のアドレスへ送信すること

- ・ メールアドレス 山梨県観光振興課：kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp
※ 電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-8876）

(5) 提案参加資格

- ・ 共同事業体の場合は、代表事業者が次の要件を満たすことが条件です。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあつてはその役員が暴力団員でないこと
 - ④ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 26 年 12 月 1 日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（令和 3 年 4 月 1 日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと
 - ⑤ 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること
 - ⑥ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
 - ⑦ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること

4 契約形態

- ・ 公募型プロポーザルにより、企画提案について審査の結果、最も評価が高かった者を第一位の委託業務実施候補者として交渉を行い、随意契約により契約を締結します。
- ・ 第一位の委託業務実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行います。企画提案資料を提出後、契約を締結するまでの間、「3 企画提案への参加」を満たさない事態が発生した場合には契約を締結しないものとします。手続きの停止又は契約を解除した場合も、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとします。

5 企画提案に係る質問の受付

(1) 質問方法及び送付先

- ・ 本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式 4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。その際、件名を

「食材流通コーディネーターによる県産食材流通活性化事業委託企画提案公募に関する質問（貴事業者名）」とすること

- ・ メールアドレス 山梨県観光振興課：kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp
※電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-8876）

（２）受付期間

- ・ 令和6年5月29日（水）正午必着

（３）質問に対する回答

- ・ 質問に対する回答は、令和6年5月29日（水）以降に山梨県観光文化・スポーツ部観光振興課のホームページで公開します。

（４）その他

- ・ 電話や口頭での質問には応じません。ただし、質問票の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせます。

6 企画提案資料の提出・審査

（１）提出資料

- ・ 企画提案資料は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること
 - ① 事業者概要
 - ・ 事業者の概要が把握できる資料
 - ② 業務体制
 - ・ 本業務遂行のための体制が把握できる資料（プロジェクトチームの編成、人員数、関連事業者等とのネットワーク、類似事業の受注実績等）
 - ③ 企画提案資料
 - ・ 様式は任意とし、企画コンセプト、アピールポイント（過去のマッチング事例、料理人のニーズに合った食材の掘り起こし等）、作業スケジュール等を簡潔に記載するとともに、仕様書の業務内容等への対応を記載すること
 - ・ 企画提案資料のデータサイズは30MB以内（印刷した場合、A4横サイズで30ページ以内、A3版はやむを得ない場合に限る）とし、提出の際は、メール1送信あたり10MB以内とする（10MBを越える場合は分割して送信すること。大容量転送ファイルの利用は不可とします）。
 - ④ 見積書
 - ・ 様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳をできる限り詳細に記載のこと
 - ・ 見積額は予算限度額の範囲内とすること

(2) 提出方法・提出先

- ・ 郵送及び電子メールにより期限までに必着のこと。その際、件名を「食材流通コーディネーターによる県産食材流通活性化事業委託企画提案資料（貴事業者名）」とすること
- ・ 郵送先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 観光振興課
- ・ メールアドレス 山梨県観光振興課：kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp
※電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-8876）

(3) 提出部数

- ・ 8部（正本1部、副本7部）

(4) 提出期限

- ・ 令和6年6月12日（水）午後5時必着

(5) 審査

- ・ 実施日時、場所
 - ① 令和6年6月18日（火）※時間、場所は別途通知します。
 - ② 1社30分（提案資料説明20分、質疑応答5分、準備・入退室5分）を予定。資料説明については、20分が経過した場合、直ちに終了とします。
- ・ 審査方法
 - ① 提出された企画提案資料等で選考委員による審査を行います。ただし、申込事業者が多数であった場合は、提出資料で一定数（5社程度を想定）の者を別添「提案書評価基準」に基づき選定し、その中からプレゼンテーション審査を行うこととします。また、選定結果については、資料提出のあった者全員に対してメールで通知します。
 - ② プレゼンテーション審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、第一位の者を委託業務実施候補者とします。
 - ③ 最高得点の者が同点の場合、経費の見積等を総合的に判断し、委託業務実施候補者を選定します。
- ・ 審査基準
別添「提案書評価基準」のとおり
- ・ 結果通知
審査結果は、プレゼンテーション参加者全員に令和6年6月19日（水）以降に通知します。
- ・ その他
 - ① 総得点が一位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は委託業務実施候補者を選定しないことがあります。

- ② 提案説明者は、主担当となる者が行うこととし、会場への入室者は2名以内とします。
- ③ プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前のプロジェクターの持込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とします。会場の都合上、特殊な方法で行う場合は、事前に連絡してください。
- ④ やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外します。
- ⑤ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けますが、採点の対象とはしません。
- ⑥ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。
- ⑦ 審査はオンライン又は書面により行う場合があります。

7 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時まで企画提案資料等を提出しないとき
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、又は参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき
- (5) 事業者選考審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき
 - ・ 本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき
 - ・ 企画提案資料等に虚偽の記載をしたとき

8 契約

(1) 契約の方法

- ・ プレゼンテーション審査後、第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結します。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議します。

(2) 契約保証金

- ・ 上記(1)で協議が整った者は、定められた期限までに、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第109条の規定に基づき契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第109条の2の規定に該当する場合には、契約保証金を免除します。また、

規則第120条の規定に該当する場合には、違約金を支払わなければなりません。

(3) その他

- ・ 仕様書は企画提案の内容を踏まえ、変更する場合があります。
- ・ 著作権人格権による損害賠償の請求等については、本件契約者においてこれを処理するものとします。
- ・ 採択決定後から委託契約締結までの間に、山梨県との協議を経て、業務内容、業務規模、金額等に変更が生じる可能性があります。
- ・ 災害の発生等により、やむを得ず事業を中止、延期又は事業内容を変更する場合があります。その際の契約内容については、山梨県と協議の上、決定することとします。

9 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 参加表明後に企画提案資料の提出を辞退する場合は、メールにより不参加の旨を連絡してください。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしません。
- (3) 提出された企画提案資料等は返却しません。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- (5) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。
- (6) 特定された企画提案資料等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合があります。
- (7) 参加及び企画提案に関する説明会は開催しません。
- (8) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがあります。
- (9) 提出された資料は、本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- (10) 提案内容の機密保持には十分配慮しますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象となりますので、御了承ください。
- (11) 選考経過についての問い合わせは受け付けません。
- (12) この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。

10 問い合わせ先

- (1) 原則として5(1)により問い合わせを行ってください。
- (2) 質問票によることが適当でない場合は電子メール（山梨県観光振興課：kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp）にて問い合わせをお願いします。電話での問い合わせには対応できません。